

第5章 生産部門の経営における変容 -- 社会主義企業責任管理体制と圃田担当責任制

著者	文 浩一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	情勢分析レポート
シリーズ番号	30
雑誌名	国際制裁と朝鮮社会主義経済
ページ	71-84
発行年	2017
章番号	第5章
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00049358

第5章

生産部門の経営における変容

——社会主義企業責任管理体制と圃田担当責任制——

文 浩 一

朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮）では金正恩時代に入って「社会主義企業責任管理体制」（以下、企業責任管理体制）が実施され、新たな経営の仕組みが導入されている。企業責任管理体制の実施対象は企業体（工場と企業と協同団体）とされ、農業部門でも適用されている（ただし、農業部門では「圃田担当責任制」と称される場合もある）。「社会主義企業責任管理体制」という用語をこれまで公開されている公式文献で最初に確認することができるのは、朝鮮労働党中央委員会機関誌『勤労者』2014年9号に掲載された「朝鮮式経済管理方法の確立は経済強国建設の重要な要求」と題する論文（リ・ヨンミン 2014）である。同論文では、金正恩国務委員長（2016年6月30日以前は国防委員会第一委員長）が2014年5月に「現実発展の要求にそくして朝鮮式経済管理方法を確立するうえで堅持すべき綱領的指針を与えてくれた」とし、「社会主義企業責任管理体制」に言及している。一方、「圃田担当責任制」という用語を最初に確認することができるのは、2014年2月6～7日に平壤体育館で開催された全国農業部門分組長大会に対して、金正恩国務委員長が送った6日付書簡「社会主義農村テーゼの旗幟を高く掲げて農業生産で革新を起こそう」であり、この書簡の全文は7日付『労働新聞』に全文公開された。しかし、これらの用語が意味する仕組みの内容は日本ではよく知られていないのが現状である。

「社会主義企業責任管理体制」も「圃田担当責任制」も、いずれも2014年に用語が初めて登場したが、これはこれらの制度を全国的に普及させることを事実

上宣言したものであり、実際は、それ以前から準備されてきたものである。筆者はこれまで、平壤での朝鮮社会科学院の研究者たちとの面談をつうじてこのことを確認することができた。本章では、筆者の平壤における面談調査の結果を含めて、「社会主義企業責任管理制」と「圃田担当責任制」に関して、それぞれの準備の段階からその内容を分析し、金正恩時代に朝鮮社会主義経済が向かっている方向性を明らかにしたい。これにより、国際的な経済制裁に取り囲まれている朝鮮がどのような経済発展戦略を模索しているのかを知る手がかりを多少なりとも提供できると考える。

第1節 社会主義企業責任管理制の準備段階

企業責任管理制に至る経済管理の改善作業は、2011年12月28日の金正日国防委員長への永訣式の際に、金正恩国務委員長が関係幹部にたいして「生産者が主人としての責任と役割を果たせる経済管理制度を速やかに完成せねばならない」と述べたことを機に、具体的に着手され始めた（2012年12月、社会科学院経済研究所の金哲所長との面談）。このときの金正恩国務委員長の発言の全文はこれまでのところ公表されていないが、翌年の2012年4月6日に金正恩国務委員長は、党中央委員会の幹部たちに、「経済事業において社会主義原則を固持して生産と建設と担当者である勤労者の責任と役割を高めて生産を最大限に増やすことに力を入れなければなりません」と、上に述べた発言と同じ趣旨の発言をしている（『労働新聞』2012年4月19日）。

その後、いくつかの単位で新たな経済管理制度の試験的な導入と試行錯誤が繰り返された。工業部門では、2012年下半年から電力、石炭、金属、機械工業などの各部門に対して、中央、道、地方のそれぞれ2~3級企業で試験した。2012年下半年の初期には100余りの企業で、年末には200余りの企業で試験した。このなかには、326電線工場、平壤紡織工場、船興食料工場などが含まれる（2012年12月、社会科学院経済研究所の金哲所長との面談）。

2014年には、先に述べたとおり、新たな経済管理制度の名称が「社会主義企業責任管理制」として確定した。2016年5月の第7次党大会（以下、党大会）では、党中央委員会事業総括報告で金正恩国務委員長が「社会主義企業責任管

理制」について言及した。金正恩國務委員長の報告（『労働新聞』2016年5月9日）のなかで、経済管理に関連しているのは以下の部分である。

「社会主義企業責任管理体制をただしく実施しなければなりません」。

「工場と企業と協同団体は、社会主義企業責任管理体制の要求にそくして経営戦略をしっかり立てて企業活動を主導的に、創意的に行い生産を正常化し拡大発展させなければなりません」。

「国家的に企業体に与えられた経営権を円滑に活用できる条件を十分に保証しなければなりません」。

金日成時代に登場した工業部門においては「大安の事業システム」、農業部門においては「分組管理体制」などは、その名称とともに、いまなお朝鮮式经济管理制度の根幹をなすものとされている。一方、金正日時代には经济管理の改善措置は試みられたが、新しい名称として登場することはなかった。このたびの「社会主義企業責任管理体制」については、最高指導者によってその名称が確定したことから、今後も经济管理制度の根幹としての意味をもつことになるにちがいない。

第2節 計画権の付与

従来の制度では、企業はあらゆる生産活動を国家計画に基づいて行うことになっていた。その場合の計画の策定は3段階あり、予備数字、統制数字、計画数字である。予備数字とは生産現場から当該の指導もしくは監督機関に提出されるもの（たとえば、履物工場であるなら軽工業省の当該機関）で、当該機関ではその妥当性を審議して国家目標も加味して計画を生産現場に差し戻して再調整し、それが国家計画委員会に提出され最終的に計画数字として確定する。計画数字の段階では法的な性格を有し、それに反した場合（達成できなかった場合）は法的に罰せられることになっている。

そもそも、2010年11月1日に最高人民会議常任委員会政令第1194号として制定された企業所法では、この従来の制度に基づき、第30条で、「企業は、毎年国家の経済政策と人民経済計画の作成方法、企業の経営戦略、活動戦略にもとづいて人民経済計画草案を正確に作成して当該の機関に提出しなければ

ならない。下された人民経済計画は、日別、月別、四半期別、指標別に必ず実行しなければならない」と規定していた。しかし、2014年11月5日に最高人民会議常任委員会政令第228号として修正補充された社会主義企業所法では、「計画権」という用語が登場し、第31条で「企業は計画権をもって自らの実情にそくして現実的な計画を立て、人民経済計画を日別、月別、四半期別、指標別に必ず実行し、需要の高い製品生産を計画的に増やさなければならない。企業所指標は、企業が需要者機関、企業、団体との注文契約の締結に応じて自ら計画化して実行する。この場合、当該地域の統計機関に登録する」とされた。この条文は、企業が、国家計画を遂行しさえすれば、自らの余裕設備と労力を用いて自らが注文契約に応じて計画を立てて生産活動をくりひろげていくことができるということを意味する。そして、条文にある企業所指標とは、国家計画とは別の注文契約に応じて企業独自に作成される指標を意味し、いわば企業にとって、国家計画外の計画指標となっている。

企業責任管理体制のもとでは、従来は国家計画に基づく指標、すなわち国家指標として単一であったものが、国家指標と企業所指標に分かれることになる。筆者の理解では、国家指標に関しては従来どおり上記の3段階を経て最終的に法的義務を負う生産計画となるが、企業所指標については企業の裁量に任せることになっている。ただし、企業所指標についても当該企業所で策定されたのち直ちに当該の統計機関に申請して登録することになっているので、従来の計画の一元化・細部化の原則には抵触しないという立場を現地の経済学者はとっている。

企業所指標の導入にともない、人民経済計画法も改正された。2015年6月25日に最高人民会議常任委員会政令第553号として修正補充された人民経済計画法では、第13条で、「国家計画機関は人民経済計画指標を機関、企業、団体に分担しなければならない。この場合、国家的要求と機関、企業、団体の創意性を正しく結合する原則で戦略的意義をもつ指標、国家的に必ず掌握しなければならない重要指標は中央指標とし、そのほかの指標は地方指標、企業所指標として分担しなければならない」とされた。

国家指標は少なくなる傾向にあるようである。重工業部門の大規模企業は70%以上を国家計画にしたがって生産しているものの、小規模企業は90%まで注文契約制で生産していると伝えられている（柳学洙2016）。

第3節 経営権の概念

党大会での金正恩國務委員長の報告にある「経営権」とは、こうした企業所指標に基づく計画権のほかに、労力調節権、人材管理権、製品開発権、品質管理権、貿易・合弁合作権、財政管理権があるとのことである（2015年4月21日、社会科学院経済研究所の金哲所長との面談）。経営権の内容は、2014年11月5日に修正補充された企業所法第31条～第39条にも規定されている。

労力調節権というのは、企業の判断のもと、労力を減らす事も増やすこともできる権限である。労力を増やす場合は、企業所が労働行政機関に提起する。労力を減らす場合も同じ手続きである。具体的には、労働省に提起する。道・市・郡に労働局が設置されているのでそこに提起する。ただし羅先市は以前から、この制度が機能している。

労力調節権のうち、管理機構に関しては、企業が、国家が定めた標準管理機構にそくして、自らの実情に合うように管理機構を組織することができる。国家が定めた標準管理機構では、企業には支配人と技師長がおり、その下に計画や生産、技術を担当する専門部署がおかれる。企業は、その専門部署を自らの判断のもとに統合したり、廃止したりすることができ、スタッフの数を必要に応じて増減させることもできる。また、企業では技術機能級数を独自に定めることができる。技術機能級数は、基本給の基準となり、労働の量と質を評価する基準にもなる。たとえば「旋盤1級」といえば、これまでは国家資格であり、政府の当該機関が資格を付与してきた。現在は、一定の試験基準を与えてその水準に到達したと判断すれば、該当級数を企業所が独自に与えることができることになった。

人材管理権というのは、企業が人材を自ら発掘、育成して生産現場で能力を発揮できるように、たとえば企業の権限で大学へ推薦し卒業後に自らの企業に受け入れることができる権限である。

製品開発権は、文字どおり製品を開発する権限であり、国家計画にない製品の開発も企業の裁量によってできるようになった。

品質管理権には、一般に第三者保証と生産者責任制があり、これまでは第三

者保証であったといえる。つまり、国家中央監視委員会の監督員が品質を直接検査して合格、不合格を判定して等級をつけてきた。これは国家による第三者保証という意味では高い水準の品質管理といえるが、生産者の立場からは品質に対する責任がおろそかになりかねない。そのような問題を回避するために、国家が品質管理の基準と方法を定めてその枠組みにしたがって企業が自ら品質管理と検査をする。すなわち生産者イコール検査員としての責任も負わなければならないことになった。万一、消費者に被害が生じた場合、それはすなわち生産者の責任となることになる。

貿易・合弁合作権は企業が独自に外国との貿易取引や外国企業との合弁あるいは合作事業をする権限である。従来は、行政機関の省ごとに貿易会社がおかれ、企業は上部機関である省の貿易会社をつうじて貿易取引をしてきた。また、一部大規模企業では独自に貿易会社において貿易取引をすることもあった。しかし、今後は小規模の企業も独自に外国との貿易取引のみならず、合弁事業や合作事業をすることができることになった。

たとえば平壤ホテルで大規模な補修や経営拡張のために外国資本を誘致するなら、平壤ホテルが独自に判断して契約を結んで推進することができるということである。

財政管理権というのは企業が経営資金を独自の裁量で工面して利用する権限である。資金の源泉は収入から国家納付分（法人税に相当）を納付した後に残る企業の自己充当金である。この自己充当金について企業は全面的な管理権限をもって生産拡大や労働報酬の支払いに利用することができることになった。労働報酬の支払いに利用する場合も、上限はなく、これまでの100倍でも200倍でもよく、「全体の何%」という制限もない。

第4節 経営評価に関する変更

従来、企業の経営評価は現物指標と生産額指標の計画遂行状況に基づいて行われてきた。企業責任管理制の導入にともない2015年4月1日からはこれらに替わって総収入指標に連動した国家納付課題の遂行状況を新たな評価基準として導入した。

国家納付課題とは国家計画によって定められる国家納付金（法人税に相当）を納めることである。この国家納付分の計算も従来と異なる。

従来は、総収入からコストを除いた純所得に一定の比率を乗じる方法で国家納付分が計算された。そして、その残りを企業は自己充当金として企業内で分配するという純所得分配が行われてきた。

現在は、まず、総収入に国家納付率を乗じて国家納付分を計算し、残りをすべて企業分配とすることになっている。こうして企業所がコストの補償も自ら行うことになっている。

従来は、コストの補償は優先的に行うことになっていたもので、企業としてはコストに対する責任がそれほど高くなかった。今回の指標導入にともない、総収入から一定比率を乗じた分だけを国家納付分として徴収し、残りはすべて企業で自己充当金の範囲内でコストをやりくりせざるをえなくなった。言い換えると、これまで企業はコストに関して「生産の主人としての役割」を果たすことができなかったということである。今後はコストを自己充当金で保証しなければならないようになるため、企業にコストに対する責任感が高まることが期待されている。

第5節 圃田担当責任制

企業責任管理制は、党大会における金正恩国務委員長の報告では、「工場と企業と協同団体」（朝鮮ではこれらを総じて「企業体」と呼ぶ）に対して適用される。そして、工場と企業に適用される場合はそのまま「社会主義企業責任管理制」と呼ばれ、農業部門に適用される際には「圃田担当責任制」と呼ばれる。もとより農業は、工業とはその性質から異なる経済管理制度が敷かれてきたため、そもそも朝鮮の農業の経済管理制度について説明する必要がある。

朝鮮では、集団所有である協同農場が組織体系のもとで農業を担っている。協同農場の組織体系はつぎのとおりである。まず、協同農場はいくつかの作業班に分けられ、さらに作業班では傘下にいくつかの分組を設け、この分組が一定の土地を担当して農作業を行うことになっている。すなわち、分組は農業生産を担当する末端の組織単位である。そして、収穫が終わると、この分組を単

位として分配が行われる。

この分組管理体制において、生産から分配に至る過程を簡単に整理すると、つぎのとおりである。まず、年初に国家計画委員会で策定された計画指標に基づき、農業省は各協同農場に生産計画を下す。協同農場ではそれらを作業班別に分け計画を下し、さらに作業班では各分組に生産計画を与える。

生産計画にのっとり分組では農作業を営むわけだが、この過程で分組では労働をしっかり計測することになっている。これは、収穫が終わったときに「労働による分配」を行うためである。

その具体的手段は、労働日と稼働日であった。労働日とは、作業の内容に応じて点数制で決められ、骨折れる仕事はそれだけ点数が高く、軽労働の場合は低い。一方、稼働日とは年間をつうじて定められた出勤日であり、穀物部門では290日といわれている。そして、このふたつの指標を総合して労働工数として集計する。

稼働日と労働日を分けて労働を計算するのは、すべての農民を年間をつうじて農作業に参加させることに目的がある。前述のとおり、田植えは収穫の時期の労働日の単位は他の時期に比べて骨の折れる重労働なので点数が高い。そのため、仮に真夏の暑い時期に除草作業を怠けても、年間をつうじてそれなりの労働日を稼ぐことが可能である。こうした問題を防ぐために稼働日を設けて農民が年間をつうじて農作業にしっかり参加することを促している。

日々の労働工数の集計と管理は分組長の担当であった。分組長は、定期的に作業班の統計係に労働工数を報告し、作業班では10日ごとに分組の労働工数を各農場の掲示板に掲示することになっている。これを「10日公示」と呼んでいる。「10日公示」をつうじて分組は自らが獲得した労働工数を知り、他の分組と競りながら農作業を営んでいる。

こうして、年間の農作業が終わり収穫を迎えると、農民への分配が行われるのだが、この際に基準となるのが、先ほどの労働日と稼働日を総合して計算した労働工数であった。ここで、労働工数1単位当たりの評価は、分組ごとで異なる。分組管理体制のもとでは、労働は、生産結果に基づいて再評価されるからである。仮に分組Aと分組Bではそれぞれ獲得した労働工数が同一であったとしても、分組Aの生産結果が分組Bの生産結果よりも多い場合は、当然、分組Aの労働工数1単位当たりの評価も高くなる。

図 5-1 従来の協同農場の支出構成

基本分配	諸納付			共同蓄積	義務買上
	土地使用料	灌溉使用料 電気使用料	営農資材代金 （肥料や農薬） 支援労働力		
1人当たり260 キログラム	（平均して） 生産高の15%		利用状況に応じて	翌年以降の農業用の種子 ／作業班・分組の管理	2011年までは現金分配 2012年から現物分配

（出所）筆者作成。

図 5-2 現在の協同農場の支出構成

土地利用料	諸納付		共同蓄積	現物分配
	灌溉使用料 電気使用料	営農資材代金 （肥料や農薬） 支援労働力		
（平均して）生 産高の15%		利用状況に応じて	翌年以降の農業用の種子 ／作業班・分組の管理	

（出所）筆者作成。

ここで分配される内容として、協同農場が成立した初期にはすべてを現物で支給してきたが、1972年からは農民の年間必要食糧として260キログラムは現物で分配し、そのほかは現金で分配することになった。つまり、農民にとって260キログラムは差別なく現物で与えられ、現金収入において分組別で差別化が図られることになった。図5-1は従来の協同農場における支出構成の内訳を示したものである。

しかし、2012年から朝鮮ではまず、従来の「260キログラム+現金分配」ではなく、すべてを現物分配することを基本とした(図5-2)。そして、この年から試験的に圃田担当責任制が導入され、2013年からは全国で導入が決まった。『朝鮮新報』2013年4月13日電子版(朝鮮語)では、「2012年から行われたモデル農場のひとつ」として三支江協同農場を紹介しながら、「圃田担当制」(圃田担当責任制)が2012年から導入されていることを報道している。この段階で、全国的に従来の基本分配260キログラムという概念はなくなり、農民は生産結果に応じてすべてを現物分配されることになった。その際の現物分配の評価の方法はつぎのとおりである。

簡単のため、ある分組Aに初期条件の等しいふたつの圃田(圃田aと圃田b、それぞれ農民5人)があり、諸納付+共同蓄積=収穫の30%と仮定する。また、分組Aの生産計画は、土地条件などを考慮して年4000キログラムであるとする。

分組Aでは初期条件は同等であるので、圃田aと圃田bにそれぞれ2000kgの生産課題を与える。

期待どおりに達成できたとすると、分組Aでは当初の計画生産量の30%の1200キログラムが諸納付+共同蓄積として除かれる。

この場合、分組には4000キログラム-1200キログラム=2800キログラムが農民に対する分配源泉となり、初期条件の期待どおり同じ生産性で圃田aと圃田bが生産したので、各農民が稼いだ労働工数が同じであるとする、それぞれ1人当たり280キログラムが分配される。ここで仮に、圃田aは生産計画どおりに、圃田bは生産計画を上回り2200キログラムを生産したとすると、農民が稼いだ労働工数が同じである場合には、労働工数に対する評価は圃田aと圃田bとは異なり(労働工数1単位当たりがより高く評価されるので)、圃田bには1人当たり320キログラムが現物分配として与えられる。反対に生産結果が減った場合には、それだけ分配も原則的に削減される。

圃田担当責任制は、労働による分配において労働の量と質に基づいて差別化を図ることに目的のひとつがある。すなわち、初期には協同農場ごとの労働の評価で差別化が図られていたのが、分組ごとに差別化が図られるようになり、現在ではより規模の小さい圃田ごとに差別化が図られている。

ところで、農民にとって必要食糧以外の穀物は処分することになるのだが、この場合、国家は収買糧政省への販売を奨励している。この場合の買い上げ価格は、国定価格ではなく市場価格に近い価格で農民から買い取るとしている。コメの場合、国定価格は1キログラム当たり44ウォンであるが、一方、市場価格はおよそ1キログラム当たり3000から4000ウォンで取引されている。

第6節 経済発展5カ年戦略と経済管理

党大会の金正恩国務委員長による事業総括報告では経済発展5カ年戦略(2016~2020年)に入ると宣言された。その目標は「人民経済全般を活性化し、経済部門間の均衡を補償して国の経済を持続的に発展させることができる土台を築くこと」であるとされている(『労働新聞』2016年5月9日)。

経済発展5カ年戦略については具体的数値目標が発表されておらず、各部門に数値目標は任されているようである。たとえば、『朝鮮新報』電子版(朝鮮語)2016年6月13日および同7月28日によると、電力生産は過去の最高生産年度水準の1.3倍、石炭は現在の1.6倍が目標とされている。しかし、過去の長期戦略が「5カ年計画」や「7カ年計画」など「計画」とされていたのに対して、このたびは「戦略」と名付けられていることの方が重要である。これは企業責任管理制の導入と関係がある。

経済の「戦略」に関しては、2015年に社会科学院の経済学術誌である『経済研究』に「戦略的経済管理方法の本質的特徴」と題する論文が掲載された。この論文では、従来は「展望計画」が立てられたが、今後は「戦略」を立てると述べられており、「戦略」は数値目標を具体的に示す計画とは異なることを示している。さらに、この論文では、「国家は企業体を実質的な経営権を行使することに合わせ環境と条件を用意する方法で戦略的管理を実現する」と述べられている(宋政男2015)。また、2016年に同誌に発表された「戦略的経済管

理方法の必要性」と題する論文では、「国家の戦略的経済管理は、電力のように個別企業が自ら解決することが難しい問題をはじめ国家的に解決すべき問題について先を見通して解決することで社会主義企業責任管理制の成果が出るようにする」と述べられている（崔成奉 2016）。すなわち、「戦略」では、国家は数値目標を上から示すのを避け、企業体の能力と意欲を向上させる環境や条件を準備することを進めるということになる。

国家が実際に環境や条件を準備することについては、2016年に金日成総合大学の論文集に掲載された「経済に対する国家の統一的指導と戦略的管理を正しく実現するための重要要求」と題する論文で論じられた。そこでは、「計画の梃子」「財政の梃子」「金融の梃子」「価格の梃子」が論じられたが（李榮男 2016）、それらの詳しいメカニズムについては、まだ発表されていない。しかし、少なくとも従来のような副次的な手段としての経済的梃子ではなく、企業体の経済動機を誘因する直接的な手段としての経済的梃子を用いて国家経済の管理を図ろうとしていることは間違いない。2016年11月に、筆者と面談した人民経済大学の金勝哲副総長は、「これまでは法的義務としての生産計画を企業に課して国家経済を管理してきたが、今後は党が経済戦略を提示し、国家はそのための環境を整えたいうで経済的梃子をつうじて企業体をコントロールしていく」と述べていた。

展 望

朝鮮では、従来の数値目標を法的に実現させようとする計画的な管理から企業体の経済動機を誘因する戦略的管理への移行が進められているとみて間違いない。

企業の立場からすると、国家から課される生産計画は自らの生産能力をはるかに下回るレベルで容易に達成可能であるものとなる。そして、国家は従来のような企業の経営内容にまで踏み込んだ規制を大幅に緩和し、企業に対して国家納付課題を基本に企業の経営を評価するようになった。企業体は与えられた責任と権限のもと、自らの裁量で経営を切り盛りしていくことになる。

企業責任管理制が敷かれた朝鮮では現在、内需を中心に経済が動き始めてい

るようである。そのひとつは注文契約の増加に現れている。たとえば、筆者が今年1月26日から2月6日にかけて訪朝した際、新装オープンした創光商店を参観した。同商店では、総売り上げの半分を注文契約で調達しているという。ここでの「注文契約」とは単に不足分を補うための注文ではない。同商店は1階から4階まで販売フロアがあり、それぞれのフロアごとに作業班が組織され、販売競争をしている。販売実績に応じて受け取る生活費も変動し、作業班ごとに異なる。そのため、各作業班では、売り上げを伸ばすために商品開発に必死である。売れ行きの悪い商品については納入をとりやめ、客のニーズにそくして新たな商品開発を発注先の企業と共同開発するという経営活動を絶えず行っている。

筆者が訪問した科学技術殿堂の入口フロアには、日本では閲覧できない『経済新聞』もおかれていて、そこに数多くの企業広告が掲載されていた。こうした広告をつうじて、企業は注文契約の相手を探すようになってきているようである。

一方、カネの取引に関しては、従来公的流通網を離れて市場で流通していた朝鮮ウォンが企業の経営活動に向けられ始めている。2014年に改正された企業所法第38条では、「企業所では不足する経営資金を銀行から借り入れたり住民遊休貨幣資金を動員利用したりすることができる」と規定されており、2015年12月13日に開催された第3回全国財政銀行部門活動家大会を機に、商業銀行が動き始めたと現地では伝えられた。商業銀行が担保する原則で、住民から集められた資金が企業の生産活動に向けられているという。近年朝鮮では物価が安定しているのも、貨幣の流れが変わったことが影響しているようである。

〔参考文献〕

<日本語文献>

柳学洙 2016. 「現地報告—— 経済管理改善措置と消費生活の向上——」『季刊朝鮮経済資料』4(4).

<朝鮮語文献>

李栄男 2016. 「経済に対する国家の統一的指導と戦略的管理を正しく実現するための重要要求」『金日成総合大学学報（哲学・経済）』2016年2号.

リ・ヨンミン 2014. 「朝鮮式経済管理方法の確立は経済強国建設の重要な要求」『勤労者』第

9号.

宋政男 2015. 「戦略的経済管理方法の本質的特徴」『経済研究』第4号.

崔成奉 2016. 「戦略的経済管理方法の必要性」『経済研究』第1号.